

# 日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議

## (第6回)

### 1 日時

令和7年11月26日（水）10時00分～11時38分

### 2 場所

総務省会議室及びWEB

### 3 出席者

#### (1) 構成員

飯塚構成員、落合構成員、宍戸構成員（議長）、林構成員、成原構成員、増田構成員  
(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員  
(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 滝田構成員

#### (2) 日本放送協会

松村経営企画局長

#### (3) 総務省

近藤大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、佐伯同局放送政策課長、根本同局放送技術課長、坂入同局放送業務課長、飯村同局放送施設整備促進課長、横澤田同局放送業務課配信サービス事業室長、佐々木同局放送技術課企画官、佐々木同局放送業務課企画官、本橋同局放送施設整備促進課企画官

### 4 議事要旨

#### (1) 開会

【宍戸議長】

第6回「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催いたします。

本日の会議は、日本放送協会の出席を求めております。

【横澤田配信サービス事業室長】

配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は議事次第にありますとおり、資料6-1及び参考資料1となります。参考資料につきましては、前回会議後にご提出をいただきました追加のご意見、ご質問をおつけしたものでございます。資料については、以上となります。

なお、本日、落合構成員につきましては、11時30分頃からのご参加と承っております。

## （2）議題（1）「日本放送協会からプレゼンテーション」

### 【日本放送協会 松村経営企画局長】

前回も様々なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。本日は前回いただいたご質問に対してもお答えした上で、ご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、教養の範囲について、成原構成員、飯塚構成員、宍戸議長から、教養番組関連情報をインターネット配信することの意義や価値及び歴史、自然、戦争と平和の3分野に絞った理由、検討経緯についてのご質問をいただきました。こちらからお答えさせていただきます。

業務規程に番組関連情報の基本原則として示しているとおり、番組関連情報は、放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすものであって、インターネットの視聴習慣、特性に応じて届け方を工夫したもの、と整理しています。新しい分野の検討は、放送番組の選択にほかならず、番組の選択とサービスの検討は一体です。サービスの内容は、放送法第20条の4第2項第1号及び第2号の要件に合致することが必須であり、これは公衆の要望を満たす、あるいは、公衆の生命または身体の安全の確保のために必要となります。実務上は、放送番組と同一の内容について、インターネットの特性に応じた別の形で提供することに適しているか、コンテンツは継続的・安定的に提供できるかといった観点により検討しています。

今回の変更では、昨年の中央放送番組審議会において、番組関連情報の検討に当たり、文化・教養の実施について、委員の皆さんから意見があつたことを踏まえて、教養番組関連情報としてサービスを提供することが可能か、検討しました。NHKで文化・教養に関する番組と言えば、科学番組や美術番組など様々な番組がありますが、先ほど申し上げました上記の観点により、実現性も含めて検討し、歴史番組、自然番組、戦争と平和に関する番組を対象にしました。その上で、これらの番組関連情報の配信が、放送法第20条の4第2

項第3号に適合するか競争評価を行い、適合すると判断しています。

番組関連情報の各分野の名称は、医療健康番組関連情報、福祉番組関連情報など、サービスの内容や関係する放送番組がイメージしやすいように定めています。放送法が定める種別に直接対応するものではありませんけども、教養番組関連情報に対応する番組は、放送法上の種別でも教養番組に該当するという関係です。

続きまして、教養番組関連情報を配信する意義などについてもご説明させていただきます。番組関連情報を提供する意図について、業務規程では教養番組の編集方針として、一般的教養の向上を図るといった教養番組一般の目的があり、歴史、自然、戦争と平和など、それぞれの番組についても、過去から学び、現在を理解し、未来を考えるための思考の土台を提供するといった役割を明示しています。これらは放送番組の狙いそのものですが、番組関連情報としては、インターネットの特性を生かして、放送で長時間かけて伝えていく時代・地域・分野などの体系的な価値や地域固有の情報の多面性を分かりやすく参照できるように提供したいと考えています。番組関連情報の内容は番組ありきであり、業務の範囲や目的は、対象となる放送番組が定まることにより画定するとご理解いただければと思います。

ここまで、教養の範囲について、お答えしました。

続きまして、NHKによる競争評価における調査・分析手法についてのご質問にお答えいたします。林構成員からは、ロバストネスチェック、分科会の資料及び議事の公表などについてご質問いただきました。滝田構成員からは、データソース、分析手法についてのご意見をいただきました。落合構成員からは、実際の計測できる数値に基づいた検証などについて、飯塚構成員からは、新サービスの導入による他のメディアの利用の増加について、宍戸議長からは、外部コンサルの調査結果の取扱いなどについて、それぞれご質問をいただきましたので回答いたします。

調査・分析は、NHK内の競争評価プロセスにおいて、業務規程が適合すべき要件のうち、公正競争の確保の観点で妥当性を検証するため、NHKが外部コンサルに委託し実施したもので、経済学や競争法の専門家、メディア関係者から成る番組関連情報競争評価分科会の委員に意見聴取を行いました。

NHKは、その時点で考え得るサービスについて、視聴者、国民の反応を問うアンケートや、独禁法事案で活用される経済コンサルティング会社による分析等を行い、分科会に示しています。第5回参考資料1、24から151ページが該当のものになります。経済学や競争法の

専門家も含め、その調査方針や結果、評価についてもご意見をいただきました。こちらは第5回参考資料1、170、171ページになります。例えば、教育分野では、学校教育向けと個人教育向けで市場が異なる可能性についてコメントをいただき、それを反映した調査を実施するなど、必要な対応を行いました。その上で、サービス開始前という制限下においてではありますが、問題があるとは言えないという評価としました。これらを踏まえ、NHKの執行部において案を取りまとめ、経営委員会にて審議し、経営委員会の議決により、業務規程を変更しております。

一方で、分科会では、例えば、今回の分析はトライアル的なところもあり、データの取り方やどの社のデータを使うか、それをどのような手法で分析するかなど、色々な見方があり、知見を持ち寄り高めていくことが必要など、課題の指摘もいただいておりまして、引き続き改善を図っていきます。この検証会議についても、異なる専門家の目でチェックしていただく場と認識しております。構成員の皆様からご意見を賜りたいと考えております。

そして、経済コンサルティング会社の報告書のうち、NHKとの契約関係に関わる事務的な部分を除き、調査分析に関わるものは全て分科会や経営委員会でお示ししております。総務大臣への届出にも全て添付しており、検証会議でも構成員の皆様に全てお示ししております。NHKのサービスのために実施している調査、分析であるので、他の企業のKPIデータなどは一般への公表は控えており、総務省にも同様の取扱いをお願いしております。

競争評価分科会の議事は、概要の公表にとどめておりますが、構成員のご意見やNHKの回答については、見やすく整理してまとめ、分科会資料として公表しています。まとめるに当たっては、構成員に確認し、抜け漏れや趣旨のずれがないかを確認しております。

代替性について、アンケート調査は公正取引委員会のニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書のフロー図を参考に、取得メディアを想定して調査しました。一方で、KPI調査は、一定の客観性を重視して外部のデータベースを利用した検証を行っており、入手可能な外部データの中で相対的に検証に適したデータを利用していますが、一部の媒体データが取得できないなど課題もあると認識しており、媒体別の分析は実施しておりません。今後の調査に向けては、分科会や検証会議でのご意見も踏まえて検討を続けていきたいと考えております。

今後の調査では、データの入手範囲の再検討に加えて、NHKサービスの分け方についてもご指摘を踏まえて検討します。

また、次回はサービス開始後の調査となりますので、実際に計測できるデータも利用し、仮説を検証しながら、継続的に改善を図りたいと考えております。

受信料の推計世帯別支払い率と、地域ごとの配信の視聴状況の関係について、NHKでは知見を有しておりませんが、今後の検証の視点として参考にさせていただきたいと思います。

NHKの新サービスの導入によって、他のメディアの利用が増加する傾向が見られるところを説明したのは、資料5-1、50ページです。

そして、今回で対応できなかった主な課題は、サービス開始前の調査であることや、サービスの特性により、分野によってはデータ入手に制約があったこと、アプリ経由のデータが取得できなかったことと整理しています。今後も市場の状況を継続的に確認し、検討を重ねてまいります。

ここまでがNHKの競争評価における調査分析手法についてのご説明、お答えとなります。

次に、放送との同一性について、滝田構成員と堀木構成員からは、ライブでの映像配信や全文掲載、配信期間の運用、について具体的な事例や、数値と考え方について、宍戸議長からは、検証できるような形でもう少し具体的な考え方等についての説明のご要望をいただきました。

まず、報道・防災分野における番組関連情報の放送との同一性については、一つの事象に対して、同一の編集方針・判断の下に、放送とインターネットそれぞれの特性に合わせて実施することで、同一の情報内容、同一の価値であることを担保しております。例えば、ライブ配信は、放送で特設ニュースやニュース速報を行うような、緊急にいち早く伝える必要があると判断した事象について、速報の手段の一つとして、編集上必要な資料である現場の映像を配信するものです。10月には、災害時の気象庁の会見や政治関連のニュース、ノーベル賞受賞のニュースなどを、いち早く伝える必要があると判断して実施しました。いずれも放送では、特設ニュースを編成する、ニュース速報で伝える、追って放送される定時のニュース番組で伝えるなどしています。ほかにも、インターネットの特性の例としては、放送では選挙報道の際に、候補者の演説の全体像を伝えるためにポイントを整理してお伝えする一方で、インターネットでは演説の全文を掲載するということもあります。

配信期間については、業務規程の基本原則において、放送番組の必要的配信の期間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期間配信することがあるとした上で、報道・防災分野については、過去のニュース事象、関連情報、報道内容を有機的にまとめて、最新事象と過去事例を対照できるようにして提供します。この目的のため、対応する放送

番組の必要的配信よりも長期の配信を行うことがありますとしており、これに従い運用しております。10月のニュースでは、クマ被害、新政権の発足、米の価格、来年の冬季オリンピックに関わるニュースなど、継続的に報道している、または報道することが想定され、過去の経緯も含めて伝える必要があると判断したものについて、長期に配信しています。

運用状況について、実績や考え方を検証できるように示してほしいとのご意見・ご指摘を複数いただいております。一つ一つは編集判断ということもあり、個別の編集判断に立ち入らずに、客観的に検証するにはどのような形でお示しするのが適当か、検討します。

続きまして、誤受信防止装置について、滝田構成員からは、利用開始のスキームの在り方や、受信契約義務の明示の方法について、そして落合構成員からは説明の在り方について、増田構成員からはアカウント登録の方法等について、成原構成員からは、災害時の勧奨メッセージ等の表示の在り方について、ご意見をいただきましたので回答いたします。

NHKは、利用意向のある方について、サービスを提供することが義務づけられており、放送においてスクランブルができないのと同じく、受信契約の有無や受信契約に関わる情報提供に応じたか否かによって、提供するコンテンツに差をつけることはできないと考えています。そのため、資料5-1の8ページにありますが、「ご利用にあたって」の画面で、利用した場合には、受信契約が必要になるサービスであることなどを確認していただくようになっています。その上で、「サービスの利用を開始する」ボタンを押下することで利用開始となるよう設計しています。これらの措置により、利用者は受信契約が必要になることを理解して利用を開始していると考えております。運用の中で課題が見つかれば、隨時改善していきたいと思います。

アカウント登録のご案内や地域放送、その他のFAQについても、利用者の皆様の反応を見ながら随時改善してまいります。放送番組の配信についてですが、一部配信できない番組があることは、画面表示やFAQのページでもお伝えしています。今後も利用者のご意見を踏まえて改善していきたいと考えております。

災害時等の情報については、放送法においても、「公衆の生命または身体の安全確保のために必要な情報」を迅速かつ確実に提供することを求められていると認識しており、それを踏まえて、報道・防災番組の関連情報の編集方針を定めています。勧奨メッセージについては、地震のほか、津波情報発表時や大きな地震の発生時、それに台風などの災害報道の際に、表示しない対応を取っています。また、まだサービスの利用を開始していない方が、災害時等にニュースサイト等にアクセスした場合には、通常であれば表示される「ご

利用にあたって」を表示せず、受信契約の義務がかからない状態で情報を取得できるようにしています。放送法及び放送法施行規則では、特定必要的配信の普及のため、放送番組及び番組関連情報について、試行的な受信を可能とすることが認められており、これを適用したものです。ただ、運用上、試行的な受信を可能とする措置や、勧奨メッセージを表示しない対応にタイムラグが発生するケースがあり、今後、改善していきたいと考えています。また、これに限らず、勧奨メッセージ等の運用については、視聴者の声等を踏まえて、隨時見直しを行うべきものと考えております。

最後に、その他として、落合構成員からは、費用配賦割合について、飯塚構成員からは、取得メディアの数が少ない都道府県は具体的にどこか等について、成原構成員からは、これまでNHKのウェブサイトに掲載していたコンテンツの取扱い等について、それぞれご質問いただきましたので、回答いたします。

費用の配賦割合についてですが、NHKの会計では、配信に係る追加コストを計上する仕組みとなっており、番組経費の配賦は実施しません。資料5－1の65ページでお示しました配賦比率は、サービス単位で費用を比較できる形にするための、言わば試算のためのものであることにご留意ください。配賦比率は、予算における放送番組の伝送経費とネットの配信経費の総額に対する番組関連情報の配信経費の割合としています。コンテンツを放送とネットという2つの媒体にアウトプットすることから、アウトプットに係るコストに着目したものです。現時点で考えられる合理的な按分比率だと考えています。収益や利用者に着目する配賦方法も想定されますが、ネット利用者の大部分は放送の利用者でもあることから採用しておりません。なお、教養分野を追加した以外は昨年と同じ内容となっています。

参考資料1の158から159ページをご覧いただければと思いますが、サービスの利用データと受信契約のデータは異なるシステムで別々に管理していて、必要なデータのみを受渡しする仕組みを取っていることから、現時点では、移行数の都道府県別の内訳は把握していません。また、NHKプラスからの移行者以外の新たなNHK ONEアカウントの登録者数については、今のところは公表していません。アカウントは世帯に一つの登録をお願いしておりますが、一つの世帯で複数登録することもシステム上は可能で、また、サービス開始当初にアカウント登録に不具合もあったことから、アカウント数のみを見た場合には、利用実態を正しく表していない可能性もあると考えております。なお、NHKプラスからの移行は、10月末現在で201万件となっております。

10月1日からはサービスは開始していますが、第5回の会合でお示しした調査・分析は、サービス開始前のものであり、今後、これまでのご意見・ご指摘を踏まえて、調査分析の改善を図った上で、サービス開始後の調査・分析を行っていきます。調査・分析の結果は番組関連情報競争評価分科会にもお示しし、ご意見を伺った上で、年度ごとに実施状況の評価を行うこととしています。これらのプロセスを通じて、次年度以降の番組関連情報配信業務についても検討することとしており、必要に応じ、順次、業務規程やサービスの在り方の見直しも行う考えです。

10月1日に施行された改正放送法では、インターネットサービスの位置づけが大きく変わったことから、インターネットサービス全体の見直しを行っています。9月までは放送法の下、インターネット活用業務実施基準に基づいて運用していたサービスは、根拠規定が変わり、10月1日からは改正放送法の下、番組関連情報配信業務規程、NHK任意的配信業務実施基準などに基づいて運用しています。10月1日のNHK ONEのサービス開始に合わせて、新しいルールに基づいて、過去に掲載しているものも含めて、NHKのインターネットサービスを再構成しました。その結果として、9月30日で公開を終了したものもあれば、NHK ONEの中に移設したり統合したりしたものもあります。新しい運用ルールの中で、NHKとして編集判断をしたものでございます。

ご指摘のとおり、9月30日で公開を終了したものもあれば、NHK ONEの中に移設したり統合したりしたものもあり、新しい法制度を前提にした新しい運用ルールに沿って判断しました。法制度に沿った判断であることは当然ですが、インターネットサービス全体の再構成を行っておりまして、サービスとしての編集判断でもあるとご理解いただけますようお願いいたします。

今後、コンテンツの削除について、視聴者への説明を充実させるべきではないかというご意見は、視聴者への説明責任を果たすという観点で重要なご指摘と考えております。一方で、コンテンツの改廃は、放送番組の編成と同じく、編集判断という面もあり、全てをつまびらかにすることはできない点はご理解をいただきますようお願いいたします。ご指摘も踏まえ、今後の運用に生かしてまいります。

NHKでは、放送番組については、長年にわたりアーカイブスの整備・保存・活用に取り組んでおり、社会的・学術的な要請に応じた蓄積があります。一方、インターネット配信による番組関連情報については、制度改正やサービス再構成の中で、現時点では放送番組のアーカイブスのような体系的な保存・活用の仕組みは整備されておりません。今後の検討

課題としては、技術的な保存方法の課題も含めて、どのような単位で残すのか、再生環境をどう確保するのか、何を保存対象とするのか、整理する必要があります。こうした論点を踏まえ、保存・活用の在り方については、引き続き検討を進めてまいります。

学術研究等の目的による外部からの閲覧については、放送番組アーカイブスの活用実績を参考にしつつ、インターネット配信コンテンツについても今後の制度設計や運用方針の中で、学術的ニーズや社会的要請を踏まえた対応の可能性を検討します。現時点では、具体的な仕組みはありませんが、技術的な課題や再生環境の確保といった論点も含めて、課題として認識し、検討を進めてまいります。

以上、いただいたご意見についてお答えさせていただきました。ご意見、ご指摘ありがとうございました。

### （3）議題（2）意見交換

#### ①日本放送協会からのプレゼンテーションについての意見交換

##### 【林構成員】

松村局長におかれましては、前回のご議論を踏まえまして、丁寧にご回答、ご説明いただきまして、誠にありがとうございます。私から場つなぎ的に4点、質問とコメントをさせていただけますと幸いです。

1点目は、項目1ですが、まず、歴史とか自然とか戦争と平和の追加のところですが、お聞きしていますと、教養として、今回、何をそこに入れることができるかという視点で考えられたようにお見受けしまして、つまり、教養とはどんな番組関連情報を出すことが可能かというような議論ではなくて、中央放送番組審議会の議論などを踏まえて、番組関連情報として、まず、どんな分野の番組が出せるのか、あるいは出したいのかというような足し算の議論がまずあって、それに合う番組区分として教養というジャンルを当てはめ、それでくくったというようなイメージで聞こえたのです。つまり、教養とは何かという議論から始まったのではなくて、まず、具体的な個別の番組関連情報を出せる、出したいというのがあって、それを教養という箱に入れたというイメージで捉えているのですが、そういう理解でいいのかというのをまず、確認させてください。

それから、2点目は項目2ですが、これについても丁寧なご回答をありがとうございました。先ほどのご説明によりますと、NHK内部の委員会においても、まだトライアル的な部分が残るということがよく分かりましたし、私も前回そのように感じたので、前回そこに

集中して発言させていただいた次第です。競争評価に係る調査の限界性であるとか、あるいはロバストネスチェックのようなところについては、本会議においても、別に経済学者が入っているわけでもなく、また、事務局においても細かなデータの精査のようなものについてはキャパシティーの制約があるのも事実ですので、そこを考慮に入れる必要があるのかなと思っています。

また、そもそも今回の評価というのは、この会議も含めてですが、NHKと総務省との間の、ある種、リニアな関係において、NHKから競争評価の提案というボールが投げられたときに、そのボールを総務省がどう受け止めるかという、ある意味、受け身的な対応にどうしても流れてしまうのかなと思います。それが放送法のたてつけだと言ってしまえばそれまでなのですが、今回も、NHKの提案を受けて、それを総務省としてどう評価するかという形が取られていますので、そういう意味で受け身の対応になっているのかなと。それが悪いと言っているわけではなくて、そういう形になっているのかなと。

こういう「NHK対総務省」という相対の人間関係にとどまるというのは、いかんともし難いと思っていまして、こういうことを踏まえますと、NHKの競争評価と、それに対する本検証会議の検証結果から二部構成の後半の部分で、その賛否を問われるということですが、検証結果について、総務省のパブコメにかけて、広くソーシャルウィズダムを求めるプロセスを設けるべきではないでしょうかということでありまして、これは事務局への提案でございます。現状はこういうパブコメの機会がなくて、それに対して、視聴者であるとか、あるいは外野というか、そういう有識者から幅広く意見を聞く機会がありませんので、これは項目2だけではなくて全項目について言えると思うのです。今回は時間的に難しいと思いますので、次回以降、事務局におかれましては検討していただきたいなと思います。これは事務局への要望です。

3点目は項目3についてなんですが、長期的配信の必要性というのは非常にある程度、理解できたわけですが、ただ、6ページのところにございますように、継続的に報道している、また報道することが想定され、過去の経過も含めて伝える必要があると判断したものについて長期に配信するとあって、この判断基準だと、言わばNHKの判断で長期的配信の範囲が、なし崩し的にといったら語弊がありますが、拡大するきらいがあって、これらが長期的に配信したいということであれば、まず、検討対象として最初に議題化していくということが必要ではないかなと思っています。後から見ますと、実は長期的配信の情報が増えているということになると、関係者間で不信感が生まれるおそれもあります。私はこ

れらの内容が長期的に配信されるというのがけしからんと言っているわけでは全くなくて、もちろんその必要性は重々理解しているのですが、まず、やるのであれば、最初にもう少し具体的に基準を明示して、最初にアジェンダ化すべきではないかという気がしています。

4点目は手短に、項目5についてなんですが、これも競争評価と視聴者のニーズとの間のバランスをどう図るかという非常に難しい問題なんですが、私もだからこそこれをパブコメにかけて、こういう問題もあるということを含めて、視聴者を含む国民の意見を聞く機会を設けるべきではないかなと思っています。

以上です。

【宍戸議長】

ありがとうございます。4点お話しいただきましたが、特に1点目と3点目はNHKへのご質問という側面があったかと思いますので、松村局長、今、ご回答できるようであればお願いしてよろしいでしょうか。

【日本放送協会】

林構成員、ご質問、ご意見いただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目についてですが、今回の変更では、昨年の中央放送番組審議会において、番組関連情報の検討に当たり、文化・教養の実施について委員からのご意見を踏まえて、教養番組関連情報としてサービスを提供することが可能か検討しました。NHKにおいて文化・教養に関する番組と言えば、科学番組や美術番組など様々な番組がありますが、現在の業務規程も踏まえた具体的な実施内容や必須業務として提供する情報の質を担保する管理体制の見通しが立つのはどのあたりか、先ほど足し算というお話もありましたが、様々な分野や番組がある中で、適切なものは何か検討した結果、歴史番組、自然番組、戦争と平和に関する3つの領域について、教養番組関連情報として新たに追加することとしました。

【林構成員】

差し当たり理解いたしました。ありがとうございます。

【日本放送協会】

配信期間については、業務規程の基本原則において、放送番組の必要的配信の期間である1週間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期間配信することがある、としています。そのうえで、報道・防災分野については、「過去のニュース事象、関連情報、報道内容を有機的にまとめて、最新事象と過去事例を対照できるようにして提供します。この目的のため、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行うことがあります」としています。

先ほど基準というお話をございましたが、NHKとしては編集判断の面が大きいと考えており、あらかじめ具体的な基準をお示しすることは難しいということが現段階の考え方でございます。また、拡大の懸念のお話をございましたが、拡大するということではなくて、一貫した対応ができているのかというところがポイントだと思っています。編集判断に立ち入らず、一貫した対応をしているということを、どう説明できるのか検討していきたいと思います。

#### 【林構成員】

これもよく分かりました。まさに一貫した対応であるかどうかというのはNHKのほうでもご説明いただきまして、我々のほうでも検証というか、そこをまた見ていくということかなと思いました。差し当たり、ありがとうございます。

#### 【滝田構成員】

日本新聞協会の滝田です。放送との同一性に関して申し上げます。1週間を超える配信期間と、ライブ配信について、編集判断の重要性は十分に理解していますが、際限なく範囲が拡大するおそれがあると思っています。

配信期間については、先ほど、「例えばクマ被害、新政権の発足、米価格、冬季五輪に関わるニュースなどは長期に配信している」との説明がありましたが、私どもで確認したところ、例示の範囲を超えた別の記事も数千本単位でアップされ、10月以降も見られる状態になっています。この件に関しNHKから「具体的な基準を示すことは難しいが、一貫した対応ができているか説明していきたい」との発言がありました。しかし、例示された内容以外でも1週間を超えて配信されている状況にある中で、それが一貫した対応なのかどうかということも含めて、何らかの基準を設けるべきではないかと考えています。

次に、NHKによる競争評価における調査・分析手法についてです。先ほどのご説明で、調

査・KPI分析は現状、トライアル的な部分もあり、対象外になっているアプリなどの媒体に対応できる調査ツールについて、今後、検討を続けると伺いました。その点については、ご考慮いただき、前進しているのだと思っています。10月のサービス開始以降もデータを集めしていくことですが、競合事業者自らが定量的に影響を検証できるデータを扱う調査設計で進めるのか、お聞かせいただきたいと思います。

これまでも番組関連情報競争評価分科会で、新聞協会の委員は、調査の妥当性や評価に疑問を呈して改善を求めてきましたが、前回の資料などを拝見すると、「『番組関連情報競争評価分科会』の意見聴取を行いました」「『問題があるとは言えない』という評価としました」と、あたかも分科会全体がNHKによる調査・分析方法を評価していると取れるようなご回答がありました。新聞協会が改善を求めてきているにもかかわらず意見を十分に反映しないまま、「問題があるとは言えない」と結論づけています。先ほど申し上げた、競合事業者自らが影響分析ができるようなデータの開示の方法を含め、第三者プロセスが十分に機能するような調査・分析手法に改善していただきたいと考えております。

以上でございます。

#### 【日本放送協会】

滝田構成員からご意見、ご質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、サービス開始後の調査・分析の在り方については、皆様からのご意見も伺いながら、改善・対応してまいりたいと思っています。

どういった調査の在り方がいいのかについて、様々なご意見をいただいたことは十分承知しております。どのようなデータだと比較対象として参考になるのかは、大事な課題だと思っており、検討した上で適切なものを今後、お見せしたいと思っております。その上で、検証のために必要なデータは可能な限り開示したいと考えております。今後もさらにご意見いただく機会もあろうかと思いますが、それらを踏まえて、検討を続けてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、同一性については、まさに前回ご指摘もいただきました。そして、追加のご質問を含めて、ご懸念がある点については十分に理解しております。こうしたご指摘は、受け止めたうえで、現在、お示ししている考え方がどのようにご説明できるか検討してまいりたいと思います。

【滝田構成員】

明確な基準、それから一貫した対応という点については、より厳しくご対応いただけるものと思っています。今後も、どのように進捗しているのかを我々にも共有いただければと思っています。

【日本放送協会】

ご指摘いただいた点については十分理解しておりますので、どういった形でご説明できるか、そうした機会もいただきながら対応してまいりたいと思います。

【宍戸議長】

私からも2点ございます。1点は、先ほど来問題になっている放送の同一性の話は、私も前回申し上げたとおり、最終的にこれをどう扱うかは、NHKの言論報道機関としての編集判断の部分が大きいと私自身は元々思っております。思っておりますと同時に、番組関連情報の配信が重要な競争的な観点等があると考えたときに、NHKはまさに受信料に基づく言論報道機関という非常に難しい立ち位置をしっかりと維持しながら、同時に視聴者等への説明責任を果たしていく、何よりも内部の方々のよりどころとするために、放送ガイドライン2025をお定めになっているわけです。そこに、今回の番組関連配信業務についても、留意事項などある程度、しっかりとお書きいただいていると思います。こういう政府の場で、編集の話についてどこまで踏み込むかはやや難しいところございますが、例えばこういったガイドラインの中に、もう少し手がかりになるようなことができるよう、実例を積み重ねると同時に、同じジャーナリズムに属しておられる新聞、放送、あるいはネットメディアの方々などと議論を重ねていくことが、必要あるいは有用なのではないか。それが全体として、NHKはもちろんですが、日本のメディア、ジャーナリズム全体の底上げにつながっていくという部分もあるのではないかと思います。

私は昔、放送文化研究所の研究員もさせていただいて、いろいろ拝見しておりましたが、文献の調査、研究はまさにそういうところを非常にしっかりとやられてきたところもあると思いますので、例えば、それが言わば公共財化していくような取組なども考えられるのかなと私は思ったところです。いずれにしても、競争評価の観点の中で、放送の同一性等の問題について、そういう角度から、この場でも引き続き議論をさせていただくことになるのかなと思っております。これは私の意見でございます。

もう1点あるのですが、もし松村様のほうから何かあればと思います。

【日本放送協会】

ありがとうございます。まさに知見や経験を蓄えていくということは大事だと考えています。様々なご意見、ご指摘も踏まえながら、どういった取組を進めていけばよいのか、NHK内でも知見、経験をしっかりと活かしてまいります。外から見たときに、どういった観点でNHKの取組を見ているのか、ご意見をいただくことが重要だと思っております。

【宍戸議長】

ありがとうございます。もう1点は、総務省にということになるのですが、林構成員からのご指摘の中で、現在は我々、放送法第20条の4の定めに基づいて、総務大臣から意見を聞かれているわけでございますが、このプロセスの中に、パブリックコメントのような形を取り込むことは、法律に書いていないことでございますが、学識経験者や利害関係者が意見を述べる際の参考ということでパブリックコメントを実施するという立てつけになるんでしょうか。いろいろな考え方があり得ると思いますが、この点、ご提案ありましたが、何か現時点でのほうから何かアクションがございますか。

【横澤田配信サービス事業室長】

ご指摘ありがとうございます。

恐らく現状、こちらの検証会議と、あとはNHKの競争評価分科会で外部の方、第三者の方の意見を伺っていますが、それ以外にも外部の方からの意見や情報を募る機会があつてもいいのではないかと、そういうご提案だと受け止めておりますので、今後、次回以降のテーマの際には、いただいたご意見を踏まえてどのような対応が可能かというところを検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【宍戸議長】

ありがとうございます。今、横澤田室長からお答えいただいたように、さらに外部の方の意見をお伺いするというときに、例えば検証会議の参考にするということにするのだとしますと、検証会議の回数自体を増やすとか、逆に言うとその分、時間が後ろにずれ込みます。それから今年のやり方でいいと、NHKの予算審議に際して、NHK予算に対して総

務大臣が意見を付けて国会に提出するというプロセスと、第20条の4の手続は連動しているところがございますので、そうすると、例えば外部の方の意見を聞くということになると、さらに手続が全体に前倒しされるということが、例えばNHKの意思決定のプロセスとの関係で現実に可能かどうか等、いろいろな問題もあり得ると思います。こういった点も含めて、しかし、同時にできるだけ幅広い意見を聞きながら、適切な検証評価ができるようについてで、総務省において情報収集され、検討していただければと思っております。

【横澤田配信サービス事業室長】

おっしゃるとおりだと思っています。ありがとうございます。

【飯塚構成員】

ご説明ありがとうございました。細かい点で恐縮なのですが、登録者データに関しまして、回答書の中では、NHKプラスからNHK ONEへ移行した都道府県別の内訳は把握されていないということでしたが、そもそも現在のNHKプラスの都道府県別の内訳というのは把握されているのでしょうかという質問になります。もし私が見落としていたら申し訳ありません。もし把握されているのでしたら、都道府県別の情報源の多寡とNHKプラスの登録者数の多寡が、新しいサービス利用の意向調査の結果と整合しているのか否かを確認してみる必要があるのではないかと思った次第です。

【日本放送協会】

NHKプラスの都道府県別の登録者数は、手元にはありませんので今お答えすることはできませんが、把握はしています。

【飯塚構成員】

ありがとうございます。今回、NHK ONEについては把握されていないということでしたが、その前提となるNHKプラスの方々のデータがあるということでしたら、それを一つのファクトデータとして、調査の中で活用していくということも意義があるのではないかと感じた次第です。ありがとうございました。

【日本放送協会】

ありがとうございます。もしご質問があればお答えしようかと思っていたことについて追加でお伝えしたいのですが、前回の会議で、NHK ONEにおいて、受信契約情報の登録・連携が11月中旬から始まるので、もしその状況が分かれば、ということをお話しました。11月18日から受信契約情報の登録・連携が始まり、順次、登録・連携をしていただいているが、告知や案内を通じて登録を希望される利用者の方の反応も引き続き多く、関心の高さも実感しています。ただ、登録件数については、受信契約の照合が終わっていないので、本日お示しすることはできません。いつどのようなかたちで数字をまとめ公表するかは検討しています。

#### 【成原構成員】

NHK松村様、ご説明ありがとうございます。先ほど林構成員がおっしゃったように、私も配信期間については、ある程度、長期の配信を柔軟に認めてよい場合もあり得るのではないかと思っております。ただ、新聞協会の滝田構成員もおっしゃったように、なし崩し的に拡大していくないように歯止めも求められるのかと思います。

その観点から滝田構成員は明確な基準を示してほしいと求められたのかと思いますが、NHK側から編集判断もあるので、あらかじめ具体的な基準を示すのは難しいという回答があり、私もその点はよく分かるところがございます。ただ他方で、松村さんもおっしゃっていたように、一貫した対応をしているかどうか説明していくことは求められるので検討したいということで、ぜひご検討いただきたいのですが、その際、一貫した説明を期待しているのは、新聞協会や民放連のように、競合するメディアが公正な競争の確保を求める観点から説明を期待しているのに加えて、視聴者の側から見ても、前回の私の追加質問でお尋ねしたこととも関係しますが、自分たちの支払っている受信料を元にしてつくられた貴重なコンテンツが、いつの間にかウェブから消えてしまっているので説明してほしいと。そういう方向からの説明してほしいという要望もあると思いますし、宍戸議長もおっしゃるように、NHKの中で、報道や取材に携わられているジャーナリストの視点からも、よりどころとなる指針を示してほしいというニーズもあるのかなと思います。

その意味で、多方面から一貫した説明が期待されているところがあると思うのですが、編集判断に配慮しつつ、一貫した説明をしていくということですが、その際にも何らかのよりどころとなるような、プリンシプルや価値のようなものを示す必要があるのかなと思うのですが、その辺りについては、何か現段階で考えていらっしゃるものがもしあれば教

えていただけると幸いです。

【日本放送協会】

ご質問、ご意見いただきまして、ありがとうございます。その意味では、業務規程で規定しているところがポイントになってきますので、それを踏まえて対応していくことが、私たちの業務実施における考え方になります。先ほどから、様々なご意見をいただいたことを踏まえ、どのような形で説明していくことが良いかということは、今後も検討してまいりたいと思います。

情報の多元性の確保は、民主主義の発達に資するという観点や競争評価という点でも非常に大事なポイントだと思っております。先ほどお話をいただきましたが、NHKにとっては、受信料を頂いて、公共放送としての役割を果たしていく使命があります。公共的価値を高めていくことが大切なことなのであり、決してそのことと、情報の多元性の確保は、対立する概念ではなく、しっかりと共存できるものであると思っています。インターネット配信の必須業務化は10月から始まったばかりでございまして、今後、実施状況を見極め、さらに議論を重ねながら、放送法の理念でもある民主主義の発達に資するために何が大切なのか、それにどう取り組んでいくかということについては、ぜひご意見、ご議論させていただきながら進め、改善すべきところは改善していきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

②日本放送協会の業務規程の内容の放送法第20条の4第2項第3号への適合の評価

【宍戸議長】

第5回検証会議及び、本日ここまでのご議論を踏まえまして、日本放送協会からご提案のありました業務規定の改定につきまして、その内容について、放送法第20条の4第2号第3項の規定にある、いわゆる公正競争の確保の観点から、皆様にご意見をお伺いしたいと思います。

【飯塚構成員】

これまでの質疑応答を踏まえまして、今回、NHKが届出をされました教養の3分野、歴史、自然、平和と戦争を限定的に追加するという旨の業務規程の変更については、一定の制約の下で策定されたというものではありますが、分野によってはNHKの新しいサービスの導

入によって、他のメディアの利用が増加したですとか、取得メディアが少ない都道府県在住者は、NHKの新しいサービスの利用動向が低い傾向にあるといった調査結果を踏まえますと、現時点ではおおむね公正競争の確保に適合していると考えてよろしいかと存じます。

しかし、いくつかの懸念や課題が挙げられており、視聴者、あるいはステークホルダーの方々に対して、引き続き丁寧な説明責任が求められるかと思います。これに関連して、これまでの構成員の方々のご意見と重複してしまうかもしれません、3点コメントさせていただきます。

まず、教養ですが、教養に何を含めるかを巡っては、歴史、自然、戦争・平和に加えて、今後も新たな分野が追加されるのではないかとの懸念が指摘されておりますので、どういった分野が教養に含まれるのかについて、今回の検討では、文化も検討対象になったと理解をいたしましたが、検討の過程において俎上に上った分野があれば、その情報は公開し、今後、追加されるであろう分野の予見可能性を高めていく必要があると思われます。

それから、編集判断についてですが、コンテンツの改廃を巡っては、その編集判断について、全てをつまびらかにすることはできないと回答されておりますが、編集判断を行うに当たっては何らかの基準、あるいは根拠に基づいて判断していると思われますので、判断基準の少なくとも大まかな指標のようなものは、一貫性のある説明責任を行うという観点から明示しておく必要があると思われます。

それから、競争評価を行うに当たっては、ファクトデータとして、NHKプラスあるいはNHK ONEの登録者数の都道府県別の内訳を把握することが求められるかと思います。利用意向が低い地域では、実際にNHK ONEの登録者数が少ないので、それとも多いのか、こういったことについて今後、定期的に確認作業を行っていく必要があると思われます。こうした定点観測は競争評価を都道府県別に行っていく上で必要不可欠な作業であると考えられます。

それと同時に、これまで実施された情報源の多寡や利用者のメディア接触状況などの都道府県別の調査に加えまして、ローカル民放や地方新聞の各社の経営状況についても調査・分析をし、NHKの新サービスの導入がローカル民放や地方新聞の売上の減少につながっているのか否かについて、NHK ONEの都道府県別の登録者数のデータと突合させながら、経済的な影響度合いを都道府県別に検証することも有益であると考えられます。

#### 【落合構成員】

所用により遅れましたので、質疑のほうでコメントできなかった点があることは申し訳ございません。私のほうから、まず、今回の競争評価についての基本的な見方から申し上げたいと思います。

前回も申し上げさせていただきましたが、放送との同一性の厳格な維持、公正競争、メディアとの多元性の確保、安全、誤受信防止装置の実効性確保、特に必須業務の開始後の実測データに基づく検証については、依然として重要ではあると考えております。一方で、今回、NHKのご説明、ご返答内容について、資料として拝見いたしましたが、前回よりも一定の範囲で説明を加えていこうとするものであったように思っております。今後、データに基づく検証というのは、モデル自体の評価も含めて非常に不可欠ではあると思いますので、その計画と進捗の提示というのは、将来、開催されるであろう競争評価の会議に向けて、NHKにおいて主体的に行っていただきたいと思っております。

こういった今後の取組を進めていただくことは、制度の元々の趣旨にも沿ったところではないかと思いますので、そういった形で進めていただくという前提で、本件は現時点では適合しないとは言えないと考えております。何点か意見を述べさせていただきます。

まず、放送との同一性につきましては、本日も成原構成員からも限定方法に関し、編集権限に関する少し議論がございましたが、そういった権限のところに踏み込むこと自体は、NHKであってもメディアの一つでありますので、そういったことは避けるべきと考えます。一方で、協会からは、どういった内容を対象にして、視聴者にはどのように影響が生じるのか、また、それに対してどう対応していくといった基本的な考え方が示された部分があります。また、教養の中でどういったものを射程にしようとしているのか、飯塚構成員からも先ほど将来の可能性も踏まえて検討対象になった事項の説明をというお話をありがとうございましたが、議論の経緯や理由づけを含めた関係する議論の状況や周知の状況が積み重なっていくことが、改めてなし崩し的な拡大への懸念の緩和につながってくるのではないかと思います。平時からも実施できる対応を行っていただきながら、さらに、こういった会議でも検証を重ねることで適切な運用につなげていく、ということが大事ではないかと思っております。

また、誤受信防止措置については、ご説明をいただいて、工夫をされようとしていること自体は理解いたしました。一方で、契約開始自体は利用者の明確な意思に基づくものとすることは、これまでの議論の経緯にも沿ったものもあると思いますので、確保される必要があります。意思表示の明確性が十分に確保されているのか、案内や勧奨の運用方針

というのが十分なのかといった点は、今後、林構成員からもパブリックコメントといったお話もあり、どういった形で今後、意見を収集していくかというのはあるとは思います。苦情や問合せの対応など、様々な状況も踏まえて、こういった形でいいのかは、今回進めていくのでもうこれでいいということではなく、問題がありそうであれば見直しをしていっていただくという方向で、ぜひ考えていただきたいと思っております。

第3点としまして、公正競争の観点では、どうしても平均化された事前評価だけでは、あくまでも実態を捉え切れないこともあります。冒頭でも申し上げましたが、データの整備は非常に重要であろうと思いますし、費用に関する説明の可能性や、また、地域ごとの差異なども議論を提起させていただきました。そういった点も、今後さらにデータを踏まえてしっかり議論ができるように、今後、考えていっていただきたいと思います。

一方で、第4点としまして、NHKとほかのメディアとの相乗効果が、今回の会議の中で、NHKからの資料の中でございました。NHKにおいては、放送法における民放への協力ということで一定の対応をされています。今回の会議の文脈でいうと、民放だけではなくて新聞など、放送以外のメディアとの関係でもどういう形を取って協力していくのかもあるかもしれません。民放や新聞等のメディアがどう受信、情報発信していくのかは重要と考えます。NHKのリソースを、メディアのある種の社会基盤として活用していくことができるかという点は重要になってくるとも考えられます。例えば、小規模中継局のBB代替といった点でも議論は行っておりますが、仮に配信業務を通じて様々な相乗効果を生じさせることができ、かつ、それがデータとして検証でき、ほかのメディアの方もご納得いただけるようであれば、そういった点も今後のNHKの活動、特にメディアの間の公正競争、多元性の確保、メディア自体の存続可能性といった観点で評価をしていくこともあるのではないかと思います。

最後に、NHKの番組自体は非常に高い公共的価値を有しているように思いますが、これまでの放送に係る様々な業務の変更の中で、競争環境への配慮や十分な説明を欠いたまま事業を変更しているのではないかという見方が、特にほかのメディアや様々な方に生じていたことが根本的な課題なのではないかと思っております。データの収集や説明の不足といったことは、そういった致命的な誤解や不信を招き得る反面で、しっかり説明を行っていくことで、ほかのメディアとの協調関係にもつながってくる可能性もあるのではないかと思いますし、可能であるならばそういう形になっていくことのほうがより望ましいとは思います。

ただ、他方で、今後もなし崩し的な拡大というように受け止められるような運用があるような場合には、逆に、ほかの案件での評価の場合においても、NHKにおいて、そういう統制環境にあるという評価をせざるを得なくなるような場面があるとは思います。プラスの方向に進めていくことができるのか、それともより厳しい環境になっていくのか、これは説明とデータに基づいた議論をしっかりとNHKが行っていただけるかによるとは思います。私としては、個人的には、最終的にはNHKが良い形で民放や新聞との協力関係を前進させて、メディアのオンライン空間におけるプレゼンスをしっかりと高めるような形に、競争評価の会議も通じて進めていければいいとは思います。ただ、まだそういった信頼を構築する途上であると思いますので、今後もNHKには十分な対応を求めていきたいと思っております。

以上でございます。

#### 【成原構成員】

私もこれまでのNHKのご説明や質疑応答を踏まえますと、今のところ、このたび改定された業務規程の内容は、公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されることを求める放送法第20条の4第2項3号に適合しているのではないかと考えております。

業務規程の改定により、新たに教養番組関連情報が追加されていますが、その範囲は、歴史、自然、戦争と平和の3分野に限定されています。教養番組関連情報の範囲が現行の規定の下で際限なく拡大されていくおそれは低いのではないかと思います。一方、NHK内部で行われた競争評価の在り方については、前回および今回の会議でも、複数の構成員の方から評価方法の客観性、公平性、透明性について、疑問や批判の声が上がっていたところです。NHKには民放や新聞社など競合する事業者にも信頼され、また、検証可能なものとなるように、競争評価のプロセスの客観性や透明性を高めていくことが求められていると思います。

また、具体的には、KPI分析ではウェブのみが対象とされ、アプリが除外されているという指摘がありました。アプリによりニュース等の情報を入手する利用者も多くなっていることを踏まえますと、今後はウェブだけではなくて、アプリも対象にした分析が求められると思います。

関連して、配信期間についても論点となっておりますので、この際、私からも意見を申し上げておきたいと思います。配信期間については、業務規程の基本原則において、放送

番組の必要的配信の期間、つまり、1週間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期間配信することがあると定められています。1週間という基準は、NHK自身が業務規程で定めた配信期間のベースラインとして尊重されるべき一方で、インターネットの特性に対応した長期間の配信も、ある程度柔軟に認めるべきだと思います。もちろん民放連や新聞協会がご指摘されるように、なじ崩し的に長期間大量のコンテンツが配信されることにより、他のメディアとの公正な競争が阻害され、メディアの多元性が損なわれるおそれがあるのではないかという懸念は私も共有しています。

その上で確認しておきたいのですが、確保されるべきは放送法第20条の4第2項第3号でも求められているように、公正な競争の確保に支障が生じないことはずです。番組関連情報の配信期間は、公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するという目的のための一つの手段といえます。また、1週間という配信期間は、公正な競争の確保に支障が生じないことという客観的、定量的に評価することが難しい状態が確保されていることを図るための代理変数ということもできるかと思います。先ほど林構成員からも、競争評価の限界というお話をありがとうございましたが、私はこの辺り素人ですが、恐らく公正な競争の確保に支障が生じないかどうかというのは評価が分かれるところで、客観的評価をすることがなかなか難しいところもあるのかと思います。ですので、1週間という客観的、定量的に定められる基準を設けるということに一定の意味があるというのは私も理解するところです。

ただし、繰り返しになりますが、目指されるべき状態は、公正な競争の確保に支障が生じないことを確保することであって、1週間という期間はそのための一つの目安、代理変数にすぎないものと思います。例えば1週間を超える配信をしてもコンテンツの量や質、配信の方法次第では、他のメディアとの公正な競争の確保に支障が生じない場合もあり得るでしょう。反対に、1週間以内の配信であったとしても、他のメディアとの公正な競争の確保に支障が生ずることもあり得ます。ですので、1週間という期間にあまりとらわれ過ぎて、公衆の要望を満たす情報が十分に提供できなくなったり、また、他のメディアとの公正な競争の確保に支障が生じていないかという実質的な評価がおろそかになるようになっては本末転倒だと思います。

私としては、NHKが番組関連情報の配信により、他のメディアとの公正な競争の確保に支障が生じないことを客観的なエビデンスに基づく公正かつ透明なプロセスにより評価し、そのことについて、民放や新聞社など他のメディアから信頼が得られるようにすることを条件に、番組関連情報の配信期間については一定程度の柔軟性を認めることがあってもよ

いのではないかと思います。加えて、先ほどNHKの松村様からも言及があったように、配信期間等について、一貫した対応をしているかどうか説明をするということも重要になってくるかと思います。

特に今回、改定に盛り込まれた教養番組関連情報については、時事性が重要なニュースとは異なり、1週間を超える長期間の配信が適している場合も少なからずあるのではないかと思います。業務規程でも教養番組関連情報の配信期間については、放送で切り口を変えて、繰り返し取り上げるような事象を集積し、網羅的、体系的な評価や地域固有の多面的な情報を提供できるよう、放送番組の必要的配信よりも長期の期間を行いますと定められています。特に歴史番組については、過去から学び、現在を理解し、未来を考えるための思考の土台を提供しようとするのであれば、ある程度長期の配信も必要になってくるでしょう。また、戦争と平和に関する番組についても、戦争の実態や証言を次世代に引き継ぐためには、ある程度、長期の期間の配信も必要になってくると思います。もちろん、こうした教養番組関連情報を長期間配信しようとするのであれば、NHKにはそのためにも客観的なエビデンスに基づく公正かつ透明な競争評価をしていくということに加え、一貫した対応に基づいて配信をしているという説明を丁寧に行っていくということが求められると思います。

以上です。

#### 【林構成員】

結論的には適合していないとは言えないというのが私の意見でございます。

理由は3点ほどございまして、第1に、今回の3ジャンルの追加については、放送法第20条の4第2項第3号に言う「公正な競争の確保に支障が生じないこと」が確保されていないとは言えないと考えられることであります。

第2に、今回、適合しているとはせずに、適合していないとは言えないという表現を使わせていただいたのは、先ほどご質問させていただいた私の懸念ないし質問について、NHKには大変丁寧なご説明をしていただいたとはいえ、まだ私なりに満額回答いただいたというところまでには、私自身、消化し切れていません。先ほど編集判断に配慮しつつも、放送との同一性に係る基準の明確化の部分もそうでありますが、まだ積み残されている部分があると理解していますので、番組関連情報のなし崩し的拡大ということにならないよう、NHKのネット配信の実施状況と、その進捗というものを今後検証していく必要性があ

ると。あるいは、期待を込めて、単に適合しているではなくて、適合していないとは言えないというやや婉曲的な表現にとどめさせていただきたいと思います。

第3に、情報空間の参照点を担うというNHKの極めて重要な役割というのは論を待たないところですので、単にNHKの縛りを強くすればよいというものでは決してありません。NHKの取組自身が民放等も含めた日本の放送業界全体のネット配信そのものにプラスの相乗効果をもたらすように、かつ単なる視聴者のニーズとか利便性という観点だけではなくて、それを超えて、放送法第1条が定める「放送が健全な民主主義の発達に資する」ように、放送・新聞も含めて、メディア全体として協力連携関係を推進すべきであります。そのためには、NHKがこれまでややもすると生んできた、他メディアからの懸念というものをきちんと払拭できるように、より一層の説明責任であるとか対応というものが強く求められると思っております。

以上でございます。

#### 【増田構成員】

NHKにおかれましては、ご説明ありがとうございました。

私からは、構成員の方からのご意見や新聞協会からのご懸念などについて、今後もNHKにおかれましては、真摯にご対応され適宜説明していただけることや、さらに検証を工夫していただけたと理解いたしましたので、今回の業務規程の改正については、公正な競争の確保ができると思いまして、賛成いたします。

NHKからの情報というのは、国民にとっては、公平性、正確性の面での信頼が高いと思っておりますが、その上で、消費者はほかのメディアや新聞との比較対照をしたり、様々な意見を確認するという行動ができるようになりますがとても重要だと考えております。インターネット上の情報確認は、それがたやすくできますので、この際、情報リテラシーの向上につながる機会になることを期待しております。落合構成員からもお話がありましたが、それらのための取組をメディア全体でしていただけるということになりますと、大変幸いだと思います。加えて、アカウント登録がスムーズにできるようにすることと同時に、受信契約が必要であるということはもちろんですが、なぜ必要であるかということも改めて説明を充実していただければと思います。そのためにも質問や苦情、相談の窓口をさらに分かりやすく設置していただくことをお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

### 【滝田構成員】

放送との同一性については、先ほどから申し上げていますとおり、公正な競争環境の確保に適合しているかどうかを判断する上で重要な要素だと考えています。放送との同一性は業務規程で基本原則として定められているのにもかかわらず、私どもから拝見すると、いくつもの例外や逸脱が確認されている状況です。この点について、NHKからは、「編集判断なので基準を明確に示すことはできないが、一貫性があるものかどうかについての説明については検討する」との回答がありました。ただ、現時点で、新聞協会として納得できる説明はありません。

このように業務規程で定めていないことがNHKの運用や解釈によって実施できるのであれば、実態に合わせて業務規程の修正を、提起するべきだと考えています。今回、教養分野を番組関連情報に加えるという修正案が出されていますが、これまでの一連の議論や、新聞協会から申し上げていることからすると、今、公正な競争環境の確保という要件に適合しているかどうか判断するというのは難しいと考えています。

### 【堀木構成員】

NHKの競争評価分科会には民放連も参加しており、業務規程の教養分野の追加の議論に至るまでに、「任意業務とのバランスを見ながら、抑制的、限定的に実施すべきだ」という意見を言っています。NHKオンデマンドのようなアーカイブが別にある中で、必須業務において、掲載期間の長いコンテンツをむやみに増やすべきではないとの趣旨です。そうしたこともあるって、競争評価分科会の結論が本会議に持ち込まれているということは、まず、申し上げたいと思います。

その上で、民放連はこうした経緯を前提にしながら、教養分野の追加に関しては、放送法第20条の4第2項第3号に適合しないような瑕疵や問題があるとは考えていないというのが結論です。

先ほど来、各構成員から、新聞や民放、他メディアから信頼を得るための一層の努力が必要だという趣旨のご意見が相次いでいると思います。松村局長からは、放送との同一性について、一貫した対応ができているかご説明したいとおっしゃっていました。ぜひやっていただきたいと思います。一貫した対応ができているかどうか、一貫とは何かは基本的な考え方や基準がなければ分からないので、その意味では、滝田構成員がおっしゃってい

た、基準が必要ではないかとの考え方にも同調するところです。

昨年末の検証会議では、民放連から質問をして、NHKから「ネットオリジナルコンテンツを配信しない」、「外部プラットフォームを原則として利用しない」など5項目を回答いただきました。これは業務規程を補完する重要な原理原則と考えると議長に引き取っていただきました。そうしたことがあり、ある意味、信頼関係の中でできているところもありますから、ぜひ新聞や放送の信頼、他メディアの信頼を得る努力も重ねていただきたいと思います。特に放送との同一性に関しては、前回も申し上げましたが、実績とその検証をしっかり示していただきたいと改めて要望したいと思います。

民放連からは以上です。

#### 【宍戸議長】

構成員の皆様から順にご意見を伺いました。私がお伺いしている限り、今回のNHKの改正された業務規程の内容については、放送法第20条の4第2項第3号の規定にある、いわゆる公正競争の確保に適合するというご意見、あるいは、現時点において適合しないとは言えない、あるいは適合しないと少なくともこの場では判断できないというご意見であったと思います。

私も今回の業務規程の内容が公正競争の確保に反しない、あるいは適合していないとは言えないという意見でございます。これも既に構成員の皆様が既におっしゃっていただいだおりでございますので、そのように私も考えております。また、その上に、それに重ねて様々なご意見、ご指摘がありました。

ここから先でございますが、昨年、この検証会議におきましては、総務大臣からの意見のお尋ねに対して、一定のやり方での意見を返したところでございます。今回も前回の例に倣った形で、構成員の皆様のこれまでのご意見を集約し、意見として整理する。そして、それを総務大臣にお返しするという方向で進めさせていただきたいと思っております。このような進め方について構成員の皆様から何か、ご指摘、ご意見ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 【宍戸議長】

ありがとうございます。林構成員から異存ございませんといただいておりますが、おそらく他の構成員の方々も基本的にお認めをいただいたものと思っております。

それでは、事務局におきましては、私が今、申し上げたように、構成員のこれまでのご

意見を整理していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【横澤田配信サービス事業室長】

了解でございます。ありがとうございます。

【宍戸議長】

ありがとうございます。本日、時間等の関係でご発言できなかつたというご意見がありましたら、本日中に事務局までご連絡をいただければと思います。

(4) 閉会

事務局より伝達事項の連絡。

(以上)